短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

契約書
重要事項説明書

社会福祉法人春光会

ショートステイ「凪の郷」

契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という。）と社会福祉法人春光会（以下「事業者」という。）とは、ショートステイ「凪の郷」が利用者に対して提供するユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約します。

（契約期間）

第１条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日までとします。

２　　契約期間の満了７日前までに、利用者からの契約終了の申し出がない場合には、この契約の次の要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日まで自動更新され、以後同様とします。

（サービスの目的及び内容）

第２条　この契約書に従い、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、サービスを提供します。

２　　サービスの内容の詳細は、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。

（個別サービス計画等）

第３条　事業者は、利用者が概ね 4 日以上連続してサービスを利用する場合、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の介護サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、個別サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。個別サービス計画を作成した場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

２　　事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画等の範囲内で可能なときは、速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。

３　　事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合、速やかに居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）への連絡調整等の援助を行います。

（介護保険給付対象サービス）

第４条　事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第５条　事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス等を提供できるものとします。

２　事業者は各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

（サービス提供の記録等）

第６条　事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書等の書面に、必要事項を記入します。

２　事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等を記載した前項の「サービス提供記録書」等の記録を契約終了後５年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

３　利用者は本事業所の営業時間内に事業所にて、サービス実施記録及びサービス提供に係る必要な記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

（利用料金及びその滞納）

第７条　サービスに対する利用料金は、別紙重要事項説明書に記載するとおりとします。なお、利用料金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

２　利用者は、サービスの提供の対価としての利用料金を事業者が指定する期日及び方法により支払うものとします。

３　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料金を３ヶ月分以上滞納した場合には事業者は相当期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には契約を解約する旨の催告をすることができます。

４　前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画等の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うように要請するものとします。

（利用者の解約権）

第８条　利用者は、事業者に対しいつでも２週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

（事業者の解約権）

第９条　事業者は人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。この場合は、サービス終了日 15 日前までに、文書により利用者に通知します。この場合、事業者は居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等にその旨を連絡します。

（契約の終了）

第１０条　次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

⑴ 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合。

⑵ 利用者の要介護区分が非該当（自立）と認定された場合。

⑶ 利用者が亡くなった場合。

⑷ 事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

⑸ 利用者がサービスの利用料金 3 ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わない場合は、文書で利用者に通知することにより直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

⑹ 利用者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められるときは、このサービスを終了させていただく場合があります。

（秘密保持）

第１１条　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

２　前項の規定にかかわらず、事業者は、円滑なサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者及びその家族の知り得た個人情報を用いることができるものとします。

（苦情対応）

第１２条　利用者は市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情を申し立てられたときは、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者が苦情申立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

（契約外条項等）

第１３条　この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

２　この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたもので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約するものとします。

（裁判管轄）

第１４条　利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、その訴額に応じて、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意します。

（連帯保証）

第１５条　身元引受人（連帯保証人）は、この契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、事業者に対し、利用者と連帯して支払っていただきます。なお、原則として利用者の親族代表者に身元引受人（連帯保証人）となっていただきます。

２　前項の連帯保証の極度額は利用料金４ヶ月分に相当する６０万円とします。

３　身元引受人（連帯保証人）は、事業者が必要ありと認め要請したときは、利用者と共同し、誠意をもってこれに応じて事業者と協議するものとします。

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、指定短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことや、知っておいていただきたい内容を説明するものです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1　指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者の名称	社会福祉法人　春光会
事業者の所在地	福岡県那珂川市大字山田 1115-1
事業者の電話番号	092-408-9653
代表者職・代表者名	理事長　呉　豊子
事業所の名称	ショートステイ「凪の郷」
事業所の所在地	福岡県那珂川市大字山田 1115-1
電話番号	092-408-9792
介護保険事業所番号	4073700926
指定年月日	令和 3 年 12 月 1 日
交通の便	西鉄大橋駅発、「市の瀬行き」62 番　山田西バス停下車 博多南駅、かわせみバス「市の瀬行き」山田西バス停下車
通常の送迎の実施地域	那珂川市全域、春日市全域・福岡市南区全域・大野城市全域
運営目的	社会福祉法人春光会が開設するショートステイ凪の郷が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営方針	ご利用者の心身の特性を踏まえて居宅介護の困難な状況にあるご利用者に一時的に入所いただき、入浴、排泄、食事等の日常生活の介護サービス等を行い健全で安定した居宅生活の助長、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の身体的精神的負担の軽減を図ります。

2 事業所の職員の概要　　（令和６年４月１日現在）

職種	資格	員数
施設長	社会福祉主事任用資格	1
医師	医師免許	1（非常勤専従）
看護職員	看護師・准看護師	2（常勤）
生活相談員	社会福祉士・社会福祉主事	1（常勤）
機能訓練指導員	作業療法士	2（常勤兼務）
介護職員	介護福祉士・介護職員実務者研修・介護職員初任者研修	8
栄養士	管理栄養士	2（常勤兼務）
事務員		5

3 施設の設備の概要

定員	20人
居室	居室一人部屋20室　一室当たり12.24㎡　※1ユニット10人
個浴室	ユニットに各1室(5.62㎡)、特別浴室に2室
特別浴室	1室(49.65㎡)
共同生活室	10室(57.33㎡)
面談室(相談室)	4室(8.30㎡~9.83㎡)
医務室	3室(6.72㎡)
機能訓練維持室	1室(79.78㎡)
地域交流室	1室(65.84㎡)
その他	便所：　各居室に１室、共同生活室に各１室、ユニット設置の介護浴室に各1室、１階エントランスに1室 洗面台：　各居室に１台、共同生活室に各2台、共用廊下に各１台、玄関風除室に1台 調理室：　１室(87.69㎡) 汚物処理室：ユニット設置の介護浴室に各１室(5.76㎡)、特別浴室に１室 介護材料室：３室(6.69㎡) ①消火器具 ②スプリンクラー ③粉末消火設備④自動火災報知設備 ⑤(煙感知器連動)特定防火設備 ⑥消防機関へ通報する火災報知設備 ⑦非常放送 ⑧誘導灯設備 ⑨連結散水栓設備 ⑩ガス漏れ火災報知設備

4　利用料金

⑴　介護保険適用部分

事業所の短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の利用に際し、下記の単位数に地域区分 10.33 円を乗じた金額の 1 割から 3 割（介護保険負担割合証に記載された割合）が自己負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

【ショートステイ凪の郷　利用料金表】

1 日あたり　　（単位：単位数）

区分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本単位	529	656	704	772	847	918	987

○サービス利用料金（1 日あたり）

	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要支援1	第1段階	547円	300円	880円	1,727円	51,810円
	第2段階		600円		2,027円	60,810円
	第3段階①		1,000円	1,370円	2,917円	87,510円
	第3段階②		1,300円		3,217円	96,510円
	第4段階		1,445円	2,066円	4,058円	121,740円
	2割負担	1,093円			4,604円	138,120円
	3割負担	1,640円			5,151円	154,530円
	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要支援2	第1段階	678円	300円	880円	1,858円	55,740円
	第2段階		600円		2,158円	64,740円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,048円	91,440円
	第3段階②		1,300円		3,348円	100,440円
	第4段階		1,445円	2,066円	4,189円	125,670円
	2割負担	1,356円			4,867円	146,010円
	3割負担	2,033円			5,544円	166,320円
	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要介護1	第1段階	728円	300円	880円	1,908円	57,240円
	第2段階		600円		2,208円	66,240円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,098円	92,940円
	第3段階②		1,300円		3,398円	101,940円

	第4段階		1,445円	2,066円	4,239円	127,170円
	2割負担	1,455円			4,966円	148,980円
	3割負担	2,183円			5,694円	170,820円
	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要介護2	第1段階	798円	300円	880円	1,978円	59,340円
	第2段階		600円		2,278円	68,340円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,168円	95,040円
	第3段階②		1,300円		3,468円	104,040円
	第4段階		1,445円	2,066円	4,309円	129,270円
	2割負担	1,595円			5,106円	153,180円
	3割負担	2,393円			5,904円	177,120円
	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要介護3	第1段階	875円	300円	880円	2,055円	61,650円
	第2段階		600円		2,355円	70,650円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,245円	97,350円
	第3段階②		1,300円		3,545円	106,350円
	第4段階		1,445円	2,066円	4,386円	131,580円
	2割負担	1,750円			5,261円	157,830円
	3割負担	2,625円			6,136円	184,080円
	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要介護4	第1段階	949円	300円	880円	2,129円	63,870円
	第2段階		600円		2,429円	72,870円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,319円	99,570円
	第3段階②		1,300円		3,619円	108,570円
	第4段階		1,445円	2,066円	4,450円	133,500円
	2割負担	1,897円			5,408円	162,240円
	3割負担	2,845円			6,356円	190,680円
	段階	介護サービス費	食費	居住費	1日あたり	30日利用
要介護5	第1段階	1,020円	300円	880円	2,200円	66,000円
	第2段階		600円		2,500円	75,000円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,390円	101,700円
	第3段階②		1,300円		3,690円	110,700円
	第4段階		1,445円	2,066円	4,531円	135,930円
	2割負担	2,039円			5,550円	166,500円
	3割負担	3,059円			6,570円	197,100円

○その他介護給付サービス加算　職員の配置状況やご利用者の状況に応じて算定します。

加算項目	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
看護体制加算Ⅰロ	4	5円/日	9円/日	13円/日
看護体制加算Ⅱロ	8	9円/日	17円/日	25円/日
夜勤職員配置加算Ⅱロ	18	19円/日	37円/日	55円/日
個別機能訓練加算	56	58円/日	116円/日	174円/日
療養食加算	23	24円/食	48円/食	72円/食
若年認知症入所者受入加算	120	124円/日	248円/日	372円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	207円/日	414円/日	620円/日
機能訓練体制加算	12	13円/日	25円/日	37円/日
送迎加算	184	190円/日	380円/日	570円/日
緊急短期入所受入加算	90	93円/日	186円/日	279円/日
医療連携強化加算	58	60円/日	120円/日	180円/日
看取り連携体制加算	64	67円/日	133円/日	199円/日
口腔連携強化加算	50	52円/回	104円/回	155円/回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	104円/月	207円/月	310円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11円/月	21円/月	31円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	19円/月	37円/月	56円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7円/月	13円/月	19円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	単位数の140/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※ 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、ユニット型短期入所生活介護（要介護 1～5）利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援 1・2）利用時には加算されません。

※ 夜勤職員配置加算は、短期入所生活介護(要介護 1～5)利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援 1･2）利用時には加算されません。

⑵　その他の費用 食費、滞在費については、次の通りとします。ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

（食 費）　朝食 351 円 昼食 495 円 夕食 496 円　おやつ 103 円 ※三食 1,445 円

（滞在費）　日額 2,066 円

（日用品費）※ 別紙参照

(3) 料金の支払方法

ご利用者が事業所に支払う料金の支払方法については、月毎の精算とします。支払い方法は口座自動引き落としでお願いします。毎月 17 日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、20 日までに銀行口座にご入金下さい。

5 サービスの利用方法

⑴　利用開始

ア ご利用者が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所にご相談下さい。

イ この説明書によりご利用者からの同意を得た後、事業所が短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。（入所期間が短い場合は作成しない場合があります。）

⑵　サービスの終了

ア ご利用者の都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに文書で申し出て下さい。

イ 事業所の都合でサービスを終了する場合　人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の 15 日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了 次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

① ご利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合。

② ご利用者の要介護区分が非該当(自立)と認定された場合。

③ ご利用者が亡くなられた場合。

エ その他

① 事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業所が破産した場合、ご利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

② ご利用者がサービスの利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないときは、文書でご利用者に通知することにより直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

③ ご利用者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められるときは、このサービスを終了させていただく場合があります。

6 サービス利用にあたっての留意事項

⑴ サービスの中止・変更

体調不良の場合はご自宅で休養をお取り下さい。サービス利用中止の場合は当日、午前 8 時 30 分までにご連絡下さい。また以下の場合には、ご利用者又は家族に連絡の上、サービスを中止又は変更するか、受診についてご相談させていただく場合がございます。

ア ご利用者及び同居される家族が感染症（感染性胃腸炎、インフルエンザ等)を発症した場合には、症状が治まり医師の許可がでるまでは利用を中止させていただく場合があります。

イ 体調が悪くサービスを継続することが困難なとき。

ウ 天候不順(降雪・台風等)又は災害等によりサービスの実施、継続が困難なとき。

(2) 緊急連絡先の変更について

緊急連絡先の変更があった場合は随時ご連絡下さい。また外出等で一時的に緊急連絡先が変更となる場合も当日送迎職員にお知らせ下さい。

(3) 金銭・貴重品の持ち込み

人の出入りの多い場所であり、多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。

(4) 面会 受付にてお申し出下さい。（午前 10 時 00 分～午後 16 時 30 分）

(5) 外出 生活相談員にお申し付け下さい。

(6) 宗教活動 施設内での活動はご遠慮願います。

7 サービスの内容

事業所が提供するサービスは以下のとおりです。サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、ご利用者に分かりやすいように説明します。

送 迎	身体的事情等から必要な方に、送迎車で送迎を行います。
機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。

入 浴	入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。 ※体調不良等で入浴できない場合もございます。
食 事	朝食８時、昼食 12 時、夕食 17 時、食事はできるだけ離床し共同生活室で召し上がっていただけるよう配慮します。 管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
日常生活上の世話	介助が必要なご利用者に対して、1 日の生活の流れに沿って離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。排泄支援が必要な方には、自立支援を踏まえてトイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
健康管理	看護職員による日々の健康チェックを行います。
生活相談	相談、苦情等窓口を設け随時対応します。
その他	ご利用者の選択に基づき、趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

8 衛生管理等について

サービスの提供に用いる設備・器具については安全、衛生に常に注意を払い、特に身体に接触する設備・器具については、サービス毎に消毒したものを使用します。

9　緊急時の対応方法

ご利用中に容態の変化等があった場合は、容態により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより、緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所へ連絡いたします。

10 非常災害対策

非常時の対応	別途定める事業所の消防計画により対応します。
近隣との協力関係	地域消防団、自主防災組織の協力を得ます。
非常時の防災訓練	ご利用者も参加する中で昼夜間、火災や地震を想定した避難訓練を行います。
防 災 設 備	スプリンクラー、非常階段、自動火災報知器、 屋内消火栓、非常通報装置、消火器等完備しています。 カーテン等は、防炎性能のある物を使用しています。
防火管理担当者	安東　俊延

11 苦情処理

ご利用者は、事業所の施設サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。ご利用者は、事業所に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当　　長野　智洋　　電話番号　092-408-9792

この他、市町や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることが出来ます

那珂川市役所	担当窓口	高齢者支援課
	電話番号	092-953-2211
春日市役所	担当窓口	春日市高齢課
	電話番号	092-584-3090
福岡市南区役所	担当窓口	地域保健福祉課
	電話番号	092-559-5132
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課
	電話番号	092-642-7859
大野城市役所	担当窓口	長寿支援課
	電話番号	092-580-1916

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、ご利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③ 事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

13 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

⑴ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	（看護職）　石橋　美佐子

⑵ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
⑶ 虐待防止のための指針の整備をしています。
⑷ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
⑸ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

⑴ 緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
⑵ 非代替性・・・・身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
⑶ 一時性・・・・・・ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 サービス提供の記録

① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
② ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 福祉サービス第三者評価事業について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価は行っておりません。

17 業務継続計画（BCP）の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービス

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18　施設入所についてのご案内について

当施設は医療機関ではなく、介護サービスを通して日常生活の支援や活動性ある生活を、お過ごしいただくための福祉施設です。

そのため、医師の常駐はなく看護師の夜間帯の配置がない為、病気、事故等が発生した際に、十分な対応ができない場合があります。万一事故等が発生した場合、出来る限りの対応をいたしますが以下の事柄に関しまして事前にご理解を頂き、その上で、ご入所を決定して頂きますようお願い申し上げます。

(1)転倒・転落について

施設内では、歩行中（歩行器・杖なども含む）の転倒や車椅子、ベッドからの転落等が起こる危険性があります。当施設では原則として身体拘束は致しません。法定基準で定められている職員配置を実施していますが、身体機能を低下させない為にも施設内で歩行されている場合、転倒される場合があります。また、就寝時、ベッドから転落する場合があります。

(2)不慮の骨折について

転倒や転落事故以外でも、ご高齢者の方は骨粗鬆症等によって、日常生活を過ごす中で起き上がる、寝返る、座位をとる時にでも骨折してしまう場合があります。

(3)誤嚥による障害について

ご高齢者の方は、食べ物を噛む力や飲み込む力が弱くなり、誤嚥を起こす可能性が高く、肺炎を引き起こす可能性もあります。食事形態の変更などの対応をさせていただきますが、困難な場合もあります。

(4)感染症について

ノロウイルス 、インフルエンザ、疥癬（ダニ）等で入所者が感染する場合があります。感染の拡大を防ぐために、入浴の制限や居室を移動していただく場合があります。医師の診断に基づき対応を実施いたしますが、状況や状態によってはご家族の面会もお断りする場合もあります。

(5)物品の紛失について

金品や貴重品を紛失する場合がありますので、金品は持ち込まないようにお願い致します。また、衣類等の日用品に関しては、必ずお名前の明記をお願い致します。

(6)病院受診同行について

定期の病院（かかりつけ病院）受診同行は、ご家族のご協力をお願い致します。

(7)救急対応について

施設では応急処置を行い、救急車による病院への搬送を依頼しますが、病院側の事情等により搬送が遅れる場合もあります。

(8)提供医療機関について

施設と連携している医療機関側（病院側）の事情等により入院できない場合もあります。

(9)食べ物の持ち込みについて

面会時の食べ物の持ち込みは、食中毒予防の為、その場、その日にお召し上がれる量をお願い致します。

（別紙）

1　送迎範囲

下記の送迎範囲に含まれない地区については施設へご相談ください。

市区	送迎対応地区
那珂川市	全域
春日市	全域
福岡市南区	全域
大野城市	全域

2　介護サービスに含まれない費用

①　日用品費

身の回り品として日常生活に必要な日用品で、共用で使用する物品は施設負担となります（例：ティッシュペーパー、トイレットペーパー、寝具類、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、リンス、ボディソープなど）。また、共用の物を使用することに抵抗がある等で、個人で選択して使用を要望されるご利用者へは、以下の品目を準備しております。なお個人の要望品については、できるだけご本人やご家族等でご準備いただくようお願いいたします。

対象品目	単価
歯磨き粉	150円
歯ブラシ	150円
ティッシュペーパー	50円
乾電池（2本入り）単3・単4	50円

②　テレビの貸出

居室用テレビのレンタルを希望される場合は、有料のレンタルサービスを利用できます。

	料金
テレビ１台　レンタル料	日割：50円

③　電気使用料

対象品目	料金
空気清浄機、加湿器、暖房ヒーター、電気毛布など	月額：1,200円（日割：40円）
※上記の品目などを使用した場合に該当いたします。 （例）12/1～12/20まで使用した場合は、@40円×20日＝800円　　800円となります。	

④ 教養娯楽費

施設が主催するイベント等は基本的には施設にて負担いたします。なお、ご利用者個人の希望選択で参加されるクラブ活動などの材料費につきましては、実費相当を負担いただきます。

⑤ 特別な食事

ご利用者の希望により提供される特別な食事にかかる費用につきましては、実費相当をご負担いただきます。

⑥ 洗濯時用

一般的な衣類は施設で洗濯いたします。ただし、クリーニングが必要なものについては、ご家族様にお持ち帰りいただき対応をお願いするか、実費でのクリーニング対応となります。

⑦ 理美容代

訪問理美容等との提携により実費でのご請求となります。

⑧ その他

利用者が個別に希望する嗜好品（個人が特別に希望する新聞や雑誌等）は、実費での請求となります。

※ ①～⑧の内容については、事前にご家族様へ説明し了承を得た上で実施します。

※ 生物などの持ち込みの持参は控えて頂きますようお願いします。

個人情報利用ならびに写真使用に係る同意書

【個人情報利用範囲】

ご利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらせていただきます。

・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続きや管理運営のため
・緊急時の医師・関係機関への連絡のため
・ご家族及び後見人様などへの報告のため
・当社サービスの維持・改善にかかる資料および職員研修などにおける資料のため
・法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）からの依頼があった場合
・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

【広報誌等への写真の使用について】

当法人は、施設サービスや短期入所サービスの事業活動にとどまらず、広く地域との連携や各種活動を推し進めております。法人および施設の活動や取り組みにおいて、ご家族様を含め情報を広く発信するにあたり、ご利用者様の写真を使用させていただく場合があります。

写真は肖像権を含む大切なプライバシーであることから、写真使用について同意をいただきたくお願いいたします。なお、本書面の同意を得られないことをもって、事業所が必要なサービスを提供しない等の、利用契約およびサービス提供に影響を与えることはありません。

写真使用につきまして、以下の項目にそれぞれ〇をご記入下さい。

① 通信広報誌「凪の郷新聞」への使用について　（同意します ・ 同意しません）
② 施設のパンフレットへの使用について　（同意します ・ 同意しません）
③ 法人のホームページへの使用について　（同意します ・ 同意しません）
④ その他の関係物（研修・宣伝等）への使用について　（同意します ・ 同意しません）

上記の「契約書・重要事項説明書」の成立を証するために「契約書及び重要事項説明書」３通を作成し、利用者、事業者及び身元引受人（連帯保証人）が記名のうえ各自その１通を所持します。また、「個人情報利用ならびに写真使用に係る同意書」に記載するところにより、利用者に関する個人情報を使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

説明者	氏名

利用者　　住所

氏名

上記代理人　　住所
（代理人を選任した場合）

氏名

身元引受人　　住所
（保証人）

氏名

事業者　　所在地　福岡県那珂川市大字山田 1115-1
事業者名　社会福祉法人 春光会
事業所名　ショートステイ「凪の郷」
代表者名　理事長　　呉　豊子